

平成 25 年 10 月 17 日
一般社団法人日本建設業連合会

全国仮設安全事業協同組合の意見に対する質疑

- 1-① 9月5日意見書資料3ですが、「手すり先行工法適用」と比較されている418件は、わく組、くさび、つり、一側、その他、といったすべての足場での被災件数の合計です。「手すり先行工法適用」と比較されるべき対象は、「わく組足場」および「くさび緊結足場」であります。
- 「安衛則適用（わく組足場）」との比較では、別表試算のとおり、災害の減少割合は2.6分の1、ということになります。
- 1-② 9月5日意見書二①の③では、先行手摺自体の具体的効果は、容易に安全帯を取り付けられるということのように読めますがそれで良いでしょうか？
- 1-③ 前項のような効果は、非常にわかりやすいのですが、その他の具体的効果としては、どのようなことが考えられるでしょうか？
- 1-④ 作業所内で選定する足場の点検者ではなく、第三者にする目的はどのようなことでしょうか？ 災害を発生させたくないとも最も強く思うのは、作業員の職長、事業主であり、当該の作業所関係者であり、当該の工事を請け負うゼネコンの関係者であると思います。この方々が、日々、職長パトロールや、事業主パトロール、支店パトロールを実施しながら、足場からの墜落災害ばかりでなく作業所内で発生すると思われる災害の防止に努めています。それらをかいくぐって、災害は、発生しているのが、現状であろうと思います。第三者の義務的な点検は、それをかいくぐって発生する災害の防止に確かに何もやらないよりは、効果があるとは思いますが、多くのゼネコンや、事業主は、それぞれに工夫して、危険な作業を実施している時期等の把握に努めたり、より効果のある時期を選んだりして、適宜、作業所のパトロールを実施していると思われれます。このような効果あるパトロール等をさらに効果を高めるために繰り返したり、そのパトロール者の能力向上の教育を促す方が作業所の実状も認識しない第三者が点検するよりも、災害防止に有効であろうと思われれます。

「安衛則適用(わく組・くさび緊結足場)の場合」と「手すり先行工法適用の場合」における災害発生率の比較

		平成23年度
安衛則適用(わく組・くさび緊結足場)	①適用の割合	66.0%
	②災害の割合	(20件) 83.3%
	A: (②÷①)	1.262
手すり先行工法適用	①適用の割合	34.0%
	②災害の割合	(4件) 16.7%
	B: (②÷①)	0.491
(A÷Bにより算定) わく組・くさび緊結足場で手すり先行工法を適用した場合の災害の減少割合:C		2.6分の1
すべてのわく組・くさび緊結足場現場で手すり先行工法を適用した場合の災害者数(D)とその割合		24人→12人 (50%減)

Dの算式はアクセスの算式と同じ。

厚労省「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会報告書」データ、厚労省「23年度における組立・解体時における足場からの墜落災害発生状況(死傷災害)および23年度における通常作業時等における足場からの墜落災害発生状況(死傷災害)より作成